

本資料(参考和訳)は、Deloitteが2011年10月27日に実施したウェブキャストの投影資料を有限責任監査法人トーマツが翻訳したものであり、原文と合わせてご利用ください。なお原文との間に差異がある場合には、特段の記述がある場合を除き原文が優先されます。

# 引き続き低調な進展 IFRS 4 フェーズ II アップデート

IASB・FASB 合同会議 – 2011年10月

Francesco Nagari

2011年10月27日



# 目次

- 直近の合同会議での決定事項のハイライト
- 2011年10月20日に開催された合同会議におけるスタッフ提案と両審議会の決定事項の詳細分析
- 2011年10月24日に開催された保険ワーキンググループ(IWG)会議のサマリー
- 今後の日程と次のステップのアップデート

# 審議会会議のハイライト – 2011年10月20日

## スタッフ提案に沿って承認された事項

### 【固定料金サービス】

- 主な目的としてサービスを提供する固定料金契約が、特定の特徴を有している場合、保険契約の定義から除外する。

### 【財政状態計算書の表示】

- 特定の項目は、財政状態計算書または注記において細分化する。
- 保険料配分アプローチにおいては、残存カバーに対する負債（責任準備金）と発生ロスに対する負債（支払備金）を、注記ではなく財政状態計算書上において別個に開示する。
- 保険負債（または資産）を計算アプローチ別に細分化し、その上さらにビルディングブロック・アプローチについては、資産ポジションのポートフォリオ群または負債ポジションのポートフォリオ群に細分化する。
- 保険料に対して無条件の権利が生じた場合には、保険資産または負債とは別個の未収金として会計処理する。

## スタッフ提案を棄却して承認された事項

### 【財政状態計算書の表示】

- 保険料配分アプローチにおいて、保険料に対する条件付権利を責任準備金から控除するという提案は、それらを資産として会計処理するという決定に置き換えられた。

# 会議の詳細な説明 – 10月20日

## 書面4A (IASB) / 74A (FASB)

### 固定料金契約

- 2011年3月、両審議会は一定の種類の固定料金契約について、保険契約の定義から除外することを暫定的に決定していた。
  - 保険契約の定義を満たす固定料金契約のうち除外されるべきものを特定するために、追加の分析が提供された。
- 
- スタッフの提案:
    - 主な目的としてサービスを提供する固定料金契約が、以下のすべての特徴を有する場合には、範囲除外とされなければならない。
      - a) 契約が、個々の顧客に関連するリスクの評価に基づきプライシングされていない
      - b) 契約は、一般的には、現金の支払ではなく、サービスの提供によって顧客に対する補償を行う
      - c) 移転されるリスクのタイプは、ほとんどがサービスの過度な利用に関連している

# 会議の詳細な説明 – 10月20日(続き)

## 書面4A (IASB) / 74A (FASB)

### 固定料金契約 – 審議の内容と暫定的合意事項

- 例えば保証や医療関連の契約など、一部の契約について、提案された表現の対象に含まれるのかどうかについて議論が行われた。
- 両審議会は、どのような場合に特定の契約が範囲対象外となるのかについて彼らの理解を確実にすることを望んだ。
- スタッフの提案は、一部の表現を見直すこと及び適用指針または例示を含めることを条件に、両審議会から全員一致で承認された。

IASB	FASB
全員一致で承認	全員一致で承認

# 会議の詳細な説明 – 10月20日

## 書面4B (IASB) / 74B (FASB)

### Q1 – 保険料配分アプローチ: 適格性

- 保険料配分アプローチ(PAA)を使用することの適格性に関する議論が前回不成功に終わったことから、今月の新たな試みが行われることになった。
  - PAAがビルディングブロック・アプローチ(BBA)の簡便法であるのか、または別個の会計モデルであるのかについて、意見の不一致が継続した。
- 
- スタッフの提案:
    - PAAはあらゆる種類の契約の標準的な測定方法でなければならず、PAAの使用が認められず、BBAが強制適用される場合の規準を策定するべきである。提案する規準は以下のとおり。
      - a) その情報を提供するコストとの対比で、BBAがPAAよりも目的適合性のある情報を提供すること
      - b) 信頼性がありかつ合理的な方法でカバー期間に亘って保険料を配分することが困難であること

訳注: 本ページ中の下線は訳者加筆

# 会議の詳細な説明 – 10月20日

## 書面4B (IASB) / 74B (FASB)

### 保険料配分アプローチ – 審議の内容

- IASBは、最終基準書は単一モデルとすべきであり、その中でPAAは実質的にBBAと同じ結果をもたらす場合に限り認められる簡便法と位置づけられなければならないと強く確信している。
- FASBは、最終基準書においては、保険料配分額に基づいた別個のモデルが成分化されるべきであると考えている。
- スタッフが作成した適用指針を巡って結論の出ない議論が行われた。
- スタッフの労力に対しては全体的に支持が得られたが、適用指針が依然不明瞭であるという懸念も示された。
- 規準を補足する指針を再ドラフトし、PAA・BBAに含まれる契約例を示すことが要請された。

IASB	FASB
結論出ず	結論出ず

# 会議の詳細な説明 – 10月20日

## 書面4B (IASB) / 74B (FASB)

### Q2 – 保険料配分アプローチ: 適格性

- スタッフの提案:
  - ポートフォリオに含まれる契約のほとんどが、カバー期間がおおよそ1年以下である場合、保険者はPAAを使用して責任準備金を測定することを常に認められるべきである。

### 保険料配分アプローチ – 審議の内容

- 議論の焦点を変更することが提案されたため、本会議においては議論されなかった。

IASB	FASB
結論出ず	結論出ず

# 会議の詳細な説明 – 10月20日

## 書面4C (IASB) / 74C (FASB)

### Q1 – 財政状態計算書

- スタッフの提案:
  - 保険者は、財政状態計算書または注記のいずれかにおいて、以下の項目を区分して表示するとともに、財政状態計算書に含まれる金額と数字が最終的に一致することを示さなければならない。
    - i. 将来予想キャッシュフロー
    - ii. リスク調整 (IASB)
    - iii. 残余マージン (IASB)
    - iv. 適切な場合、単一マージン (FASB)
    - v. 割引の影響

### 財政状態計算書 – 審議の内容および暫定的合意事項

- 両審議会はこの提案に合意した。
- さらに、新契約費を別個に表示するかどうかを検討することについても合意した。
- この点は将来の会議において検討される。

IASB	FASB
9対6で承認	6対1で承認

# 会議の詳細な説明 – 10月20日

## 書面4C (IASB) / 74C (FASB)

### Q2 – 財政状態計算書

- スタッフの提案:
  - PAAにおいて測定された契約については、責任準備金は、支払備金とは別個に開示しなければならない。
  - この開示は、注記ではなく、財政状態計算書上において行う。

### 財政状態計算書 – 審議の内容

- PAAにおいては責任準備金と支払備金は異なる基準に基づき算定されることから、別個に表示することは全体として支持された。
- 注記で別個に開示することで十分かどうかを審議した後に、両審議会は全員一致で両方の提案に合意した。

IASB	FASB
全員一致で承認	全員一致で承認

# 会議の詳細な説明 – 10月20日

## 書面4C (IASB) / 74C (FASB)

### Q3 – 財政状態計算書

- スタッフの提案:
  - a. 保険料を受け取る無条件の権利が生じた場合、この権利は保険資産・負債とは別個の未収金として会計処理されるべきである
  - b. PAAにおける保険料を受け取る条件付権利は、責任準備金から控除する

### 財政状態計算書– 審議の内容

- 両審議会は、BBAについては提案(\*1)に合意したが、PAAの下ではすべての保険料を保険資産・負債とは別個の資産として取り扱うことを選好していたことから、PAAにおける条件付保険料の取り扱い(\*2)についてはこれを棄却した。
- 両審議会は、多くの財務諸表利用者からの支持が明らかな現行の実務から乖離することを理由として、PAAに関するスタッフの提案(\*3)を棄却した。
- 条件付保険料の支払いの影響が大きい場合、義務の解約の可能性を反映して資産・責任準備金とともに低い金額となることへの言及があった。

#### 訳注

\*1: 原文には“both”という文言があるが、提案b はBBAには無関係な提案であるため、提案a のみを指すものとして訳を付している。

\*2: 提案b を指す。

\*3: PAAについては、提案a・b によると保険料に対する無条件の権利(未収金)と条件付の権利(責任準備金から控除)とで異なる会計処理をもたらすためこれを棄却し、保険料全てを未収金として暫定合意されている(1点目参照)。

IASB	FASB
a. 全員一致で承認	a. 全員一致で承認
b. 全員一致で棄却	b. 全員一致で棄却

# 会議の詳細な説明 – 10月20日

## 書面4C (IASB) / 74C (FASB)

### Q4 – 財政状態計算書

- スタッフの提案:
  - BBAを使用して測定された保険契約の負債(または資産)は、PAAを使って測定されたものとは別個に表示しなければならない。

### 財政状態計算書 – 審議の内容および決定事項

- この提案は、IASBが反対している会計モデルを区分する2モデルアプローチへの投票であるように受け止められたため、当初IASBから却下されていた。
- さらなる議論の後、承認されたが、全員一致ではなかった。

IASB	FASB
13対2で承認	全員一致で承認

# 会議の詳細な説明 – 10月20日

## 書面4C (IASB) / 74C (FASB)

### Q5 – 財政状態計算書

- スタッフの提案:
  - BBAにおいては、資産ポジションにあるポートフォリオ群は、負債ポジションにあるポートフォリオ群と合算してはならない。

### 財政状態計算書 – 審議の内容

- 新契約費の表示について今後審議が行われることを条件に、本提案は承認された。

IASB	FASB
13対2で承認	全員一致で承認

# 会議の詳細な説明 – 10月20日

## 書面4D (IASB) / 74D (FASB)

### Q1 – 包括利益計算書 (SoCI) に関する開示

- スタッフの提案:
  - 保険者はPAAの引受マージンを開示しなければならない。
  - 保険者は、スタッフ提案に挙げられているように、PAAの引受マージンの個別の構成要素を以下のとおり区分して開示しなければならない。
    1. 既経過保険料
    2. 発生保険金
    3. 発生損害調査費
    4. 新契約費の償却額
    5. 支払備金に対するリスク調整の変動額 (IASB)
    6. 保険契約当初認識時の損失

### SoCIに関する開示 – 審議の内容

- 次項以降のスライドにある情報の表示に関する3つの代替案が審議された。

IASB	FASB
結論出ず	結論出ず

# 会議の詳細な説明 – 10月20日

## 書面4D (IASB) / 74D (FASB)

### Q2 – 包括利益計算書 (SoCI) 上の表示

- スタッフの提案:

#### 提案A

- 保険者は、引受マージンについて、BBAおよびPAAにおいて測定された契約を合計して開示するか、あるいは別個に開示しなければならない。
- BBAについては、最低限、予想給付金および費用、支払期日到来保険料および当初認識時の損失を含める。
- PAAについては、最低限、保険金および損害調査費、既経過保険料および当初認識時の損失を含める。
- Q1に挙げられている構成要素がSoCI上で表示されていない場合、これらは注記において開示しなければならない。

#### 提案B

- 保険者は、BBAの引受マージンをSoCIに独立科目で表示しなければならない。
- Q1に挙げられている構成要素がSoCI上で表示されていない場合、これらは注記において開示しなければならない。

IASB	FASB
結論出ず	結論出ず

# 会議の詳細な説明 – 10月20日

## 書面4D (IASB) / 74D (FASB)

### Q2 – 包括利益計算書 (SoCI) 上の表示 (続き)

追加提案 (IASB理事の1名から付録として提案されたもの)

提案C

- 源泉となるビジネスモデル(つまり生保および損保)ごとに列を設けてBBAとPAAを1表に統合する。
- SoCI上では、既経過保険料と支払期日到来保険料のみを表示する。
- 表示される支払期日到来保険料は、BBA負債の変動額および引受マージンの行と整合するものでなければならない。

IASB	FASB
結論出ず	結論出ず

# 会議の詳細な説明 – 10月20日

## 書面4D (IASB) / 74D (FASB)

### Q2 – 包括利益計算書 (SoCI) 上の表示 – 審議の内容

- スタッフは、負債の変動額には複数の項目が含まれており、保険料の実際の金額ではなくそこから派生した金額となることから、提案Cは複雑であると感じると述べた。
- 提案Cを提案した理事は、この保険料が派生した金額とみなされるものとは考えていない理由を説明し、投資家にとって有用であると考えている旨を述べた。
- 両審議会は、これらの提案は預り金要素のアンバンドリングを拡張した場合に違った角度で見ることができるに合意した。
- 財務諸表の利用者がボリューム情報(例えば、保険料)および引受マージンを欲していることは全員が認めた。
- スタッフが提出した書面に挙げられたその他の論点は取り上げられなかった。

IASB	FASB
結論出ず	結論出ず

# IWG – OCIによる解決:HUBグローバルグループ

- **PLを通じた現在/現在の測定**
  - 選択肢として維持する: 保険契約者が未実現の市場の動きに参加している契約については、これは上手く機能する。
- **OCIを通じた現在/現在の測定**
  - 資産および負債に対する利率が変動したことによる影響をOCIに反映するという選択肢。
  - 保険契約の裏付けとなるすべての資産はOCI処理として適格となる。
  - 資産のOCI構成要素を実現に伴いリサイクルする。
  - 負債の割引率はカバー期間開始時にロックインされ、変動の影響をOCIに含める。
  - 現在の保険ポートフォリオ負債を反映するように継続的にアップデートする際に、OCIの負債構成要素を自動的にリサイクルする。
  - 不利となった契約について、負債十分性テスト(Liability Adequacy Test)により、OCIの負債構成要素をPLに移動させる。
- **IWGのコメント**
  - 保証およびオプションの会計処理、LATについてはさらなる説明が必要。
  - IWGメンバーの大部分が、資産および負債のある一定の変動についてOCIを使うという選択肢について、支持を表明した。

## IWG – OCIによる解決:HUBグローバルグループ

- 次のステップ
  - HUBは、他にも説例を提供して、このアプローチが様々な種類の契約に対してどのように機能するのかを詳細に説明する予定である。
  - これらの提案をイギリスのWith-Profit契約(有配当契約の一形態)に適用するにはさらなる検討が必要かもしれない。
  - IASBのスタッフは、HUBの提案に基づき、保険契約負債および資産の一定の変動についてOCIを使用するという選択肢を考慮する。

# IWG – OCIによる解決:CFOフォーラムおよび欧洲保険委員会(CEA)

- **3つの選択肢**
  - 損益計算書を通じた資産および負債の現在評価。
  - 償却原価資産とマッチした負債に対しては割引率をロックインする。
  - OCIの選択肢。
- **OCIの選択肢の必要性**
  - 資産および負債の短期のボラティリティーは、長期間の業績を不明瞭にしてしまうので、損益計算書において報告するべきではない。
- **持続可能な長期間の業績の定義**
  - 包括的な定義は提案されなかった。
  - この定義は、幅広い種類の契約の条件や経済的特性に従って決定されなければならない。
- **IWGのコメント**
  - 持続可能な長期間の業績の定義が明確でないと、OCIが無統制に使用される危険性がある。
  - 総意として保険契約負債および資産の一定の変動についてOCIを使用する選択肢が支持され、2案のうちではHUBの提案が選好された。

# IWG – 保険料配分アプローチ

- **適格性規準**
  - 適格性規準がどうあれ、PAAの使用を強制規定ではなく選択肢として残すことが選好されている。
  - HUBグループの代表は、保険者のビジネスモデルによりBBAまたはPAAの使用が決まるべきであると提案した。
  - ほとんどの保険者は、現在、事故年度基準会計を使用しており、BBAが理想として要求するような引受年度基準の過去のデータを保持していくことができない。このような過去データは、新契約が引き受けられたものとして、遡及的分析を通じて作り上げなければならない。
- **責任準備金の割引**
  - PAAの下では責任準備金の割引を強制しないという提案が支持された。
  - 高インフレーションの場合でも、割引により保険金の見積りの不確実性が増大するとのコメントがあった。
- **新契約費**
  - 支払われた新契約費を保険負債から控除するBBAアプローチよりも、繰延新契約費を資産として取り扱う選択肢B3(\*1)が選好された。BBAと比較して、PAAの下では、選択肢B3 (\*1)を使用することにより、SoCIに以下のような影響がある。すなわち、新契約費の償却に伴い、稼得されたマージンが増加することである。
- **不利な契約のテスト**
  - 報告日現在において、事実および環境が、契約が不利であるという兆候を示している場合においてのみ、不利契約テストを実施することが全体的に選好された。

訳注

\*1:IWG資料上の表記。本スライドには記載していない。

# IWG – 契約の境界線

- 医療保険についての修正
  - ほとんどの医療保険を短期契約に分類するため、ポートフォリオベースで保険料を再評価する権利を保険者が有する時点で契約の境界線を設けるという提案の概要がスタッフから示された。
- 他の契約への影響
  - この修正は多くの長期契約に意図しない影響をもたらすという懸念が示された。
  - 死亡または健康リスクが重要な保険要素(そしておそらく唯一の保険要素)である長期契約は、通常、保険契約者からの口座から保険料が定期的に引き落とされるものであるが、この場合でも保険要素はポートフォリオ単位に再評価されているのである。
  - そのようは保険契約は、保険者がそれを長期契約とみなしている場合でも、契約の境界線に対する修正提案に該当してしまうかもしれないという懸念が示された。
- フィードバックの要請
  - IASBのスタッフはIWGのメンバーに対して、提案された契約の境界線の表現によって影響を受ける契約の具体例を提供するように要請し、また、意図せざる結果を避けるために契約の境界線の包括的な表現を提案した。

## IWG – 出再者による再保険の会計処理

- より保守的な基準に基づいた再保険資産の会計処理の変更に関する合同決議は、IWGに出席していた再保険者からの支持を得られなかった。
- 再保険の対象となった元受契約に内在する残余マージンに基づき再保険資産を測定することが、彼ら再保険者の選好する解決策のベースとして浮上し、損益のいずれにも中立に機能するという点で好評であった。
- リスクが再保険者に移転すると、再保険をネットした純額で元受契約の業績が認識されるべきであるという見解がコメントには含まれた。
- その他のコメント
  - 再保険の購入から生じる利得の会計処理は、会計上の業績を達成するための再保険ストラクチャリングを助長する。
  - リスクは保険事業のひとつの側面に過ぎず、利益は、元受契約及び関連する再保険カバーの期間に亘ってのみ認識されるべきである。

# IWG – その他の審議会の決定事項へのフィードバック

- キヤツシュ・フロー
  - 損害保険の実務においては、統計的な平均値ではなく概念的な平均値(すなわち主観的な判断)の方が使われるかもしれないとのコメントがあった。
  - Stephen Cooper(訳注:IASB理事)は、概念的な平均値の目的が統計的な平均値の合理的な近似値を導き出すということであれば、公式な統計的な手法は必要ではないと述べた。
- リスク調整
  - 信頼区間に基づくベンチマークの開示を強制することを残したことは誤解を招く恐れがあり、大雑把なものにしかならない。
  - 代替的なベンチマークは提案されなかった。

## 今後の日程及び次のステップ

- 以前発表されたような、ペースを上げて高頻度で会議を開くことは予定されていない。
- FASBは、合同会議に先立ってスタッフペーパーの全てを議論するような教育セッションを開催するパターンを採用した。
- 次回の合同会議は11月14日の週と予想されている
- 予想される審議トピック：
  - 短期契約 – 適格性規準
  - 包括利益計算書の表示
  - 有配当契約
- 次回のIWG会議 – 2012年3月後半の可能性

# コンタクトの詳細

**Francesco Nagari**

Deloitte Global IFRS Insurance Leader

+44 20 7303 8375

[fnagari@deloitte.co.uk](mailto:fnagari@deloitte.co.uk)

Link to Deloitte IFRS Insurance Resources:

<http://www.iasplus.com/agenda/insure2.htm>

Insurance Centre of Excellence:

[insurancecentreofexc@deloitte.co.uk](mailto:insurancecentreofexc@deloitte.co.uk)



# Deloitte.

This document is confidential and prepared solely for your information. Therefore you should not, without our prior written consent, refer to or use our name or this document for any other purpose, disclose them or refer to them in any prospectus or other document, or make them available or communicate them to any other party. No other party is entitled to rely on our document for any purpose whatsoever and thus we accept no liability to any other party who is shown or gains access to this document.

Deloitte LLP is a limited liability partnership registered in England and Wales with registered number OC303675 and its registered office at 2 New Street Square, London EC4A 3BZ, United Kingdom. Deloitte LLP is the United Kingdom member firm of Deloitte Touche Tohmatsu ('DTT'), a Swiss Verein, whose member firms are legally separate and independent entities. Please see [www.deloitte.co.uk/about](http://www.deloitte.co.uk/about) for a detailed description of the legal structure of DTT and its member firms.